

業務速報

不当懲戒解雇に抗議！

ただちに処分を撤回し、職場に復帰させろ！

『闘争 6 号』に関する窓口折衝

会社は本日、加藤誠二組合員（名古屋地本）に対し、不当にも懲戒解雇処分を発令しました。加藤組合員は、会社から「被疑者として警察の捜査を受けたこと」を理由に、7月14日から就業制限をかけられていました。しかし、会社が処分理由にしている「加藤組合員が会社の内部文書を窃取した」などという事実はなく、会社によるデッチ上げによる処分です。

本部は本日『闘争 6 号』により、不当解雇処分に対する抗議し、処分撤回と職場復帰を要求しました。

以下、『闘争 6 号』に関するやりとりです。

組合：加藤組合員に対する懲戒解雇処分は、「会社の内部文書を窃取した」ことが理由か。

会社：そうである。

組合：そのような事実はない。デッチ上げである。不当処分である

会社：内部調査を踏まえ、社内規定に則って処分したものである。会社は不当とは思っていない。

組合：内部調査をしたというが、就業制限をかける前も後も加藤組合員に事情を聞いていない。まずは内部調査の結果を本人に示して、事情を聞くべきではないか。

やり方にも問題がある。

会社：9月19日に事情を聞いている。何も話してもらえなかったが。

組合：そんなのはアリバイ的にやっただけではないか。それに「会社の内部文書を窃取した」などという事実はないのだから何も話すことはない。

組合：家族を抱えた組合員が路頭に迷うのである。懲戒解雇を撤回すること。

会社：今は撤回するつもりはない。

組合：今はないのならいつなら撤回するのか。裁判で負けたら撤回するのか。

会社：それは仮定の話である。

組合：再度要求する。ただちに懲戒解雇処分を撤回し、職場に復帰させること。

会社の対応は全く誠意のないものです。労働者にとって、解雇は「死」にも等しいものです。全組合員の力で加藤組合員の処分撤回と職場復帰を勝ち取ろう！

以 上